

入 札 説 明 書

この入札説明書は、「福島県立図書館公開図書室系統空調機空気ばね防振装置修繕業務」について、次のとおり条件付一般競争入札を行うので、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県立図書館長 大江 賢一

2 業務の概要

(1) 業務の名称及び数量

福島県立図書館公開図書室系統空調機空気ばね防振装置修繕業務 一式

(2) 業務実施場所

福島県立図書館（福島県福島市森合字西養山1番地）

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和8年12月25日（金）まで

3 業務の仕様

別紙仕様書のとおり

4 入札に参加する者に必要な資格

入札公告に示すとおり

5 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1、以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付して提出すること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 福島県令和7・8年度工事等請負有資格者名簿登録通知書（発注種別が暖冷房衛生設備工事に登録されていること）の写し

イ 建設業許可通知書（建設業法の管工事業の許可を受けていること）の写し

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式9）

(2) 提出部数 1部

(3) 提出方法 郵送又は持参による。

(4) 提出期間

令和8年7月22日（水）から令和8年8月7日（金）午前9時から午後5時まで

なお、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和8年8月7日（金）午後5時必着とする。

(5) 提出先及び問合せ先

郵便番号 960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地

福島県立図書館 3階 企画管理部

電話番号 024-535-3220 FAX 024-535-3226

E-mail library@pref.fukushima.lg.jp

(6) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一度受領した書類は返却しない。

6 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所

郵便番号 960-8003 福島県福島市森合字西養山1番地

福島県立図書館 企画管理部

7 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和8年8月25日(火) 午前10時30分

場所 福島県立図書館 3階 第1研修室(福島県福島市森合字西養山1番地)

8 入札書の提出方法

(1) 入札書は指定の様式(様式3)に必要とする事項を記載し、上記7に示す提出日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の写し

イ 委任状(様式4)… 代理人が出席し、入札する場合

ウ 保険証券…保証保険による入札保証金免除申請者(必要な場合のみ)

(4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

9 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、7に掲げる日時までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)

で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。

- (3) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、5の(4)に掲げる期日までに、以下の書類を5の(5)に示す場所に提出すること。

ただし、入札保証保険により免除申請をする者は入札時に提出するものとする。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条による。

10 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記7で指定する日時及び場所で行う。

- (2) 開札に先立ち、入札者は上記8の(3)で指定する書類の確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

11 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立図書館長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

12 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式7）により令和8年7月29日（水）までに福島県立図書館長に説明を求めることができる。

福島県立図書館長は、条件付一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）によりすみやかに回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり
代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記4の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(6) あて先、商号又は名称、押印のいずれかがない入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む）

(7) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札

(8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

(11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

15 落札者の決定方法

(1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。

この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第

167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規走する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

17 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

18 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、発注機関の契約事務担当課宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

19 契約条項

業務契約書（案）による。

20 この入札説明書に疑義がある場合は、入札者はその疑義について入札前において様式7により説明を求めることができる。

21 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8003

住 所 福島県福島市森合字西養山1番地

機 関 名 福島県立図書館 企画管理部

電 話 0 2 4－5 3 5－3 2 2 0
F A X 0 2 4－5 3 5－3 2 2 6

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3)～(4)（略）

2 （略）

別記 2（入札保証金の納付等）

第251条 契約権者は、第249条第1項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

- 2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があったときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。
- 3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記 3（入札保証金の還付）

第253条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

- 2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。

別記 4（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) (略)

(4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5)から(18)まで (略)

2 (略)

別記5（契約保証金の納付等）

第231条 契約権者は、第229条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあっては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があったときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記6（契約保証金の還付）

第233条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第6章又は第9章の規定の例による。